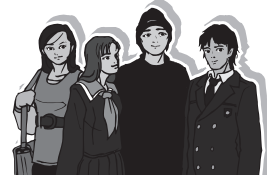


～少年とともに～



付添人体験記

— 「超」年齢切迫の少年事件 —

倉田 徹 (66期) ●Toru Kurata

1 初めての付添人活動の始まり

国選C名簿待機日の待機時間も終わりに近づいたころ、法テラスから事務所への電話が鳴りました。電話は、「年齢がまもなく20歳になる少年ですが、本日観護措置決定がされ、国選付添人選任依頼があります。よろしくをお願いします」というもので、あと20日程度で成人を迎える少年ということでした。

その時の私は、「これって、いわゆる『年齢切迫』。時間がないが、どう進むんだろう」という不安と焦りでいっぱいでした。こうして初めての付添人活動は始まりました。

2 時間がない

配点翌日、私は、朝一番で家庭裁判所に電話をし、すぐに記録閲覧に行くと言えらるとともに、裁判所に審判予定日を聞きました。

裁判所は、「あと少しで成人なので、少年の誕生日の数日前にはなりますが、何とか入れます」ということで、実際に指定された期日は、少年の誕生日のわずか4日前で（閲覧した記録にも、赤字で「『超』年齢切迫」と書かれていました）、審判に向けた活動期間もわずか2週間程度ということになりました。

事件自体は、少年が、友人宅でCDを窃取したという窃盗保護事件でしたが、保護観察中の非行で、一見記録からは余罪の可能性もあって、さらに「再起」予定の別の窃盗保護事件もあるということで、記録閲覧後に話した調査官の見立ては厳しいものと言わざるを得ませんでした。

ただでさえ時間がなくスケジューリングが重要といわれる少年事件で、さらに期間が短いということで、私は付添人として一体何ができるのか、スケジュール帳を睨みながら焦りが募るばかりでした。

3 少年との最初の面会

もともと、焦ってばかりいても仕方がないので、裁判所で記録の閲覧をした足で鑑別所に向かい、少年と初めての面会をしました。

少年は、人見知りをしているのか、初めて会う大人を前に落ち着かないのか、そわそわと動き回るばかりで、あまりこちらの質問にも答えてはくれませんでした。

ただ、ぼつりぼつりと少年が話したことは、「友達の物を盗ってしまったことは確かだし、今は申し訳ないと思っている」、「家族はいない」、「今は飲食店の店員をしていて、そこのお店のオーナーさんに面倒を見てもらっており、そのお店の社員寮に住んでいる」ということでした。

そして、「自分は更生できるから、鑑別所にいる必要もないし、早く外に出るべきだと思う」と、ぶっきらぼうに答えたのです。

私は、「なぜ、そう思うの?」と問いかけましたが、その答えには窮しているようでした。

そのため、少年には、「自分がしてしまったことに対して、どう思うか」というシンプルな質問だけ残し、初回の面会を終了しました。

4 雇用主、被害者との面会

少年には、「家族はいない」（幼いころに児童養護施設に預けられた後は、親族とかかわることなく育った）ということで、少年の社会環境の整備をどうしようか、非常に悩みました。

ただ、少年は、飲食店のオーナーが用意してくれた社員寮に他の社員仲間と一緒に暮らしているということでした。まずは、その飲食店での少年

の様子を知ろうと、少年のいう勤務先の飲食店へ電話を架け続けましたがなかなかつながりません。オーナー宛の手紙も出し、何とかコンタクトを取ろうと試みましたが、5日目くらいようやく電話がつながり、そのころ私の手紙を読んでいたオーナーも一度私の事務所に来ていただけるということで、直接面談することができました。

オーナーは、少年のこれまでの勤務態度が極めて真面目だったことや、少年からは過去の出来事や生い立ちを聞いていること、そして、少年の処遇について非常に案じていることを話してくれました。また、少年が社会に復帰した際には、雇用も継続して今後も面倒を見てくれるということでした。

そのため、私は、今回の事件だけでなく、今後の少年のサポートについてもお願いしました。オーナーは、「当然です。今後も彼を支えていくことに変わりありません」と、快く言ってくれました。

また、一方で、少年も被害弁償を望んでいたため、被害者である少年の友人にも連絡しました。

その被害者である友人は、少年に対して裏切られて悔しいという気持ちはあるものの、少年が被害弁償をしたいという気持ちがあることに理解を示してくれ、示談にも応じてくれました。

5 少年の変化

私は、オーナーとの面談や示談交渉と並行して、少年への面会に通いました。

少年は、最初のころは、「自分は十分反省したから大丈夫」というばかりで、自分がしたことに向き合っている様子はありませんでした。

しかし、「なぜ、そう思うのか。自分のしたことに対して、どう思うか」といったシンプルな質問を少年にぶつけて、自由に考えさせていたところ、次第に、「これまで毎日生きることに必死で辛かった。でも、こうして立ち止まって自分のことを考えたのは、初めてかもしれない」と自分自身を振り返るようになりました。そして、「友達を裏切ってしまったこと」「自分が他人に甘えて生きてきたこと」「友達の信頼を失ってしまって悲しいこと」等、自分なりの言葉で答え、自分の言葉で友達への謝罪文を書いていた。また、「これからは、社会で一生懸命生きていきたい」ということも真剣な眼差しで言っていました。

これは、オーナーが、一度鑑別所に少年の面会に来て、少年を叱咤し励ましてくれたことも大きかったのかもしれない。

こうして2週間はあっという間に過ぎました。

少年とは、審判の前日にも面会をしましたが、その時の少年の表情は、最初に会った時に比べて非常に落ち着いているように感じられ、「どのような結果になっても、自分なりに前向きに考えて頑張るのは変わらない」と力強く言っていました。

6 審判

審判において、付添人の意見として、観護措置期間中に少年には友人を裏切ったことへの真摯な後悔の念が芽生え、自ら反省を深めて変わってきていること、そして、現在、勤務先のオーナーという少年にとって頼れる存在がおり、十分なサポートの下、少年は社会の中で歩み始めようとしていることをアピールしました。さらに、審判には、オーナーにも出席してもらいました。

それでも、審判の結果は、「少年院送致」でした。これまで長い間施設で育った少年にとって、再度「施設」に入所させるというもので、付添人としては、やりきれない気持ちがありました。

しかし、審判後に裁判所地下で少年に面会した際に、少年は、この結果に対して、「これは受け入れなければいけないと思います。職場のオーナーや仲間たちも待っていてくれるし、少年院でちゃんと学んで、成長して社会に戻りたいと思います」と力強く答えてくれました。その時の少年は、「坊主頭になるのは少し嫌だけど…」と少し苦笑いしていたものの、まっすぐに、澄んだ目をしていたように思います。

7 最後に

私が、初めての付添人活動を通して何かできたのかと考えると、2週間しかなかったこともあって、目に見えた成果を出せたわけではないと思います。しかし、少年が、今後の自分の姿を真剣に考え、少年院送致という結果に対しても前向きに考えるきっかけを少しでも作ることはできたのかな、と感じます。

今は、少年が社会に戻ったときに、一人の大人として更生して生きていくことを願うばかりです。

N
IPA

子どもの成長には 「安心」が前提

～小児科・児童精神科医を
迎えての研修～

子どもの権利に関する委員会

吉澤 まり子 (60期) ●Mariko Yoshizawa

2015年2月13日、子どもの権利に関する委員会では、国立武蔵野学院の医務課長をされていた小児科・児童精神科医の星野崇啓先生を講師にお迎えし、「不適切な養育環境や両親の離婚による“子どもの傷つき”について学ぶ」と題して、全会員向けの研修を行っていただき、好評を博しました。

1 アタッチメント

聞きなれない言葉かもしれませんが、子どもが危機・不安を感じたときに、養育者と「近接」することで、危機感・不安感が「軽減・調節」され、「安心する」という、相互作用の繰り返しのことを「アタッチメント」というそうです。

これは、相互作用ですので、子どもは慰めてほしいと思って近づいていき、養育者はそれを安心させてあげようと思っていろいろな努力をするという前提の下にこれが成り立つとのこと。

そして、子どもは安心していると、あまり養育者の下にはいないもので、むしろ好奇心に駆られて外の面白いことを探して、いろいろなことを体験したがるのが本来の姿だそうです。安心しているからこそ、子どもはいろいろな経験を重ねて、成長できるそうです。

2 虐待が子どもに与える影響

虐待されていれば、安心するどころではなく、当然アタッチメントに問題が生じ、アタッチメントに問題が生じれば、発達がどんどんゆがんでしまうそうです。被虐待児の調査

では、IQが70から80の子がほとんどで、60後半という子どもも多いそうです。

また、トラウマと呼ばれる心の傷がどんどん増えてしまうそうです。最終的には、感情や行動のコントロールが困難になり、だんだん集団から孤立して、孤立した寂しさを何とか紛らわすために、非行に走ったり、性的逸脱をしたり、薬を使うことで気分を変えようとするなどいろいろな問題を起こしてしまうこともあり得るそうです。

なお、被虐待児のほとんどは、虐待について怖いとは言わないそうです。ずっと続いている状態を怖いと思ってしまうと、全部が怖くなってしまふという話は衝撃的でした。また、被虐待児は、誰も守ってくれないとも思っているそうです。そして、ほとんどの被虐待児が、「こんな辛いことが起きるのは自分が悪いからだ」と思っているそうです。そうであれば、あまりにも理不尽に虐げられていることの説明が付かないというか、自分自身が収まらないのではないかという説明はとても印象的でした。

3 両親の離婚が子どもに与える影響

まず、離婚前から不安定な状況が家庭にあって、安心感が喪失されているそうです。

離婚が成立した場合、片親の喪失は、それがアタッチメント対象であった場合、大切なアタッチメント対象の一部を喪失してしまうことになるそうです。

また、例えば、特に母子家庭になる場合、離婚により母親が働きに出ることになって、母親が子どもとかかわる時間が離婚前よりも減ることも多く、そのような場合には、子どもにとって両親ともになくなったのと近い状態になってしまうこともあるそうです。

さらに、離婚に伴う養育者の後悔、未練、怒りなどが収まらない状態にさらされていると、その分、安心感が失われてしまうそうです。

講演では、別居・離婚によって子どもに見られる反応についても説明されました。子ど

もが小さいときに生じるものから順に、①アタッチメントの形成が不安定になる、②否認のファンタジー（いつかみんなでそろって暮らすことができるなどと夢見ること、自分のショックを覆い隠す）、③分離不安・退行、再接近期の危機、④トラウマ反応・悲嘆反応（感覚過敏、睡眠困難、身体症状等）、⑤見捨てられ感を自覚し、抑うつになる、⑥罪悪感、⑦怒り（身近な他者への暴力、自傷行為の出現）、⑧過剰適応、役割逆転（「いい子」でいることで親に迷惑をかけないようにしたり、自分が養育者を支えようとする）、⑨養育親への同一化、別居親への忠誠葛藤などが見られるとのことでした。

4 両親の別居・離婚の際に子どもが望むこと

まず、自分の安全の保障や安心感を望むことです。子どもは、一緒に住んでいる人にそれを望むしかなく、同居親が不安定だと自分も不安定になってしまうからこそ、同居親の安心を望むとのことでした。ある程度子どもが自立できてくると、その親に対して怒りを向けてくるケースもあるそうです。

また、アタッチメント対象の喪失が埋め合わせられることを望むそうです。アタッチメント対象を喪失した場合、その喪失感は喪失したものでしか埋め合わせはできず、新たな「安心できる人」が現れても、その人はその人としての場所を占めることはあり得ますが、喪失した人にとって代わるということとはできないそうです。しかし、アタッチメント対象を喪失したことによって混乱した感情を、周りの人が受け止めてくれて初めて、穴のあいている自分を認められるようになってきて、だんだん自立できるようになってくるそうです。

5 両親の別居・離婚による子どもへの影響をできる限り少なくするために

まず、両親間の葛藤の軽減が挙げられました。家事事件は、単純な勝ち負けではない部

分があると思います。子どもを大事に思うことなどの共通点を探して、少しでも対立状態を和らげることができれば、子どもにとっても、その後の両親の関係（養育費の負担や面会交流の実施の場面での関係など）にとってもいいのではないかと思います。

次に、子どもにとっては、何が起きているのか分からないという状態は、一番不安で混乱するそうです。アタッチメント対象を喪失したときに、子どもは自分が悪いからいなくなったと思ってしまうことがあるそうです。ですので、別居や離婚の理由などを年齢相応に分かるように説明してあげることが重要とのことでした。

その他、子どもが安心できる生活の保障、両親の親戚・家族の理解や交流を促す、学校に状況を開示して、できるだけ協力を得るということ、地域の資源を積極的に利用できるようにすることが子どもへの影響を軽減することにつながるそうです。

6 最後に

既に家事事件手続法が施行されており、今後、弁護士が子どもの手続代理人として、不適切な養育環境や離婚により傷ついた子どもと接する機会も増えてくるものと思います。今回の研修を、子どもの福祉に配慮して活動する際の参考にさせていただければ幸いです。

■